

告示

埼玉県告示第七百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
わな猟	令和六年 三月二日（土）	埼玉県県民活動 総合センター	令和五年 十二月二十日（水）

二 受験資格

試験当日において、次のイ及びロに該当する者

イ 県内に住所を有する者

ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

三 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

四 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
ニ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

五 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

六 試験の方法

イ 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目	
適性試験	視力 聴力 運動能力	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理	
技能試験	猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別	

ロ 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

ハ 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

七 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において配布する。